

所定疾患施設療養費の算定状況について

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

1、対象となる入所者の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

2、上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われる場合に算定する。

また、1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定する。

3、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

4、請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5、算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和2年度の算定状況

診断名／年月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	7	0	0	6	0	0	0	13
尿路感染症	人数	0	1	3	2	0	1	2	1	2	0	1	0	13
	日数	0	7	13	5	0	7	14	6	12	0	6	0	70
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0